明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令（**文部科学**一八）　一

○核燃料物質の加工の事業に関する規則等の一部を改正する省令（**経済産業**四四）　二

〔告　示〕

○戸籍が滅失した件（**法務**三八一）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**三八二）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三四九）　四

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（**同**三五〇）　四

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二四五）　四

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨を公示する件（**厚生労働**三〇五）　五

○保安林の指定をする件（**農林水産**一一四〇～一一四二）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一四三～一一五二）　五

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一七二）　六

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**一七三）　六

○自動車専用道路を指定する件（**東北地方整備局**一一六）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**一一〇）　八

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**近畿地方整備局**一七八）　八

○都市計画に関する件（**北海道開発局**一〇〇）　八

〔国会事項〕

産業　九

日本工業規格（厚生労働省・経済産業省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

司法書士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　九

裁判所　九

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等　九

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九

地方公共団体　一〇

公債償還（東京都区）関係　一〇

会社その他　一〇

〔人事異動〕

内閣　外務省　二六

〔叙位・叙勲〕　二六

〔皇室事項〕　二六

〔官庁報告〕

官庁事項

認定社内検定の名称の変更等に関する公示（厚生労働省）　二六

省　令

○文部科学省令第十八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条第二項及び第五十七条第二項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十六日

文部科学大臣　川端　達夫

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項の表第一号イ中「以上のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第二号中「以下のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第三号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第四号イ中「未満のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第五号中「以下のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第六号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第七号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第八号イ中「以下のもの」の下に「（第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表第九号中「及び」を「並びに」に改め、「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、同表第十号を第十一号とし、同表第九号の次に次の一号を加える。

十　令第二条第一号イ、第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるもの（次号に掲げるものを除く。）に限る。）

第十四条の三第四項中「から第十号」を「から第十一号」に改め、同条第五項中「第十号」の下に「及び第十一号」を加える。